

ちば森づくりの会規則

CMR003	見舞金等	制 定：平成 17 年 1 月 7 日
--------	------	---------------------

会の活動中（集合・解散場所と住所との通常の経路往復中を含む）に受傷し、その治療のために入院または 5 日以上通院した場合、会より見舞金を支給する。見舞金の金額は 1 万円とする。

見舞金支給は 1 事故につき 1 回とする。

同一日に複数の病院に通院しても 1 日と数える。

同上事故が原因で死亡した場合は、会として香典を出す。その金額は 1 万円とする。